

一般社団法人洞爺湖温泉観光協会ウェブサイト構築業務

仕様書

1. 業務名

一般社団法人洞爺湖温泉観光協会ウェブサイト構築業務(以下、「業務」という。)(ホームページは以下、HPという。)

2. 目的

一般社団法人洞爺湖温泉観光協会の運営するHP(<http://www.laketoya.com/>)は年々アクセス数が増加し、洞爺湖温泉の観光情報発信の要となっている。また、インバウンド集客も飛躍的に増加してきている背景から、より外国人向けHP制作が必要になっている。現在ページでは、視覚情報(画像・動画)を十分に活用出来ておらず、魅力ある洞爺湖温泉エリアの訴求が最大限できていない状況である。様々な課題を解消するべくリニューアルし、利用者の「使い勝手」と「見やすさ」を重視し、洞爺湖温泉の四季折々魅力ある観光情報をタイムリーかつ効果的に発信し、各コンテンツ間を連携させ、当エリアにおける観光交流人口の増加を図るため本業務を実施する。

3. 委託料上限額

4,000 千円(消費税含む)

4. 委託期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日までの期間とする。

(一般公開は平成 31 年 2 月予定)

5. 業務の範囲

- (1)HPの作成に必要な構成の設計、デザイン企画、制作、テスト、本稼働までの全ての工程作業(スマートフォン対応サイトも含む) ※掲載するテキスト原稿および画像・動画は当協会より提供
- (2)CMSの導入・構築
- (3)検索エンジン最適化(SEO対策)の実施
- (4)HPの管理・操作マニュアルの作成、担当職員への指導 他

6. HPの基本的事項

- (1) 洞爺湖温泉の観光の魅力や特色が効果的に十分に伝わること、また必要な情報がどこにあるか分かりやすく、老若男女誰が見ても見やすい構成・デザインであること。
- (2) 静止画または動画を多くかつ効果的に使用し、利用者の視覚に訴えるものであること。
- (3) 職員が、静止画や動画も含めた情報の更新・追加を簡単に行えるCMS等のシステムであること。
- (4) HP全体を通じて、利用者がストレスを感じることがないように、一定の表示速度を確保すること。
- (5) 詳細なアクセス実績を事務局で常に取得できるようにすること。
- (6) SNS (fb、インスタグラム等)との連携機能を備えること。

7. HPの詳細事項

- (1) 下記コンテンツは組み込むこと。
 - ・飲食店情報
 - ・レジャー情報
 - ・お土産情報
 - ・ホテル宿情報
 - ・イベント情報(CMS可)
 - ・アクセス情報(各種交通系企業へのリンク含)
 - ・洞爺湖温泉の歴史
 - ・花火特設ページ
 - ・イルミネーショントンネル特設ページ
 - ・四季の楽しみ方:春(動画含)
 - ・四季の楽しみ方:夏(動画含)
 - ・四季の楽しみ方:秋(動画含)
 - ・季の楽しみ方:冬(動画含)
 - ・スポーツで楽しむ洞爺湖(ランニングコース掲載等)
 - ・ジオパーク
 - ・災害情報ページ
 - ・コンテンツギャラリー
 - ・リンク集、旅行会社・幹事様向け、観光協会会員一覧
- (2) その他、当HPに取り入れるべき内容については積極的な提案をすること。
- (3) 日本語・英語・韓国語・簡体語・繁体語・タイ語ページ作成は必須。
 - ※各言語ごとに全コンテンツは必須でない。
 - (海外言語のみ構成を変えてページ数を減らすことは可とする)

8. その他

- (1) 委託料上限以外に、打ち合わせ時に発生する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要回数の打ち合わせ・校正、十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図る。
- (3) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権は当協会に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または詳細な業務内容については都度、受託業者と協議の上決定する。
- (5) 画像管理に関して、受託者は本業務に関する画像を電磁的記録により一時的に保管し、業務終了後に適正に処分することとする。
- (6) 本業務における再委託は認めない。但し、書面により(発注者)の承認を得た場合はこの限りではない。
- (7) 報告及び検査
発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することが出来る。
- (8) 情報セキュリティの確保
委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。
- (9) 個人情報の保護体制
業務を通じて得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等の守秘義務を履行し、第三者には開示しないこと。
- (10) 損害賠償
委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について、賠償の席を負うこと。但し、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。